

整理番号	委員名	御指摘	委員への回答	修正案
重点検討項目①②共通				
1	柴田委員	<p>●生物多様性は日本だけではなく世界のための課題との視点でみると、資料1-2-1、1-3-1ともに文章が内向きである印象。広域的視点をもって、国内外の取組を一体的に進めることを意識すべき。例えば、日本生物多様性基金と連携し、我が国の各種施策等で得られた情報を世界に発信するなどが考えられる。我が国で得られた情報は、日本のためにもなるが地球のためにもなることから、資料を英文化し・ホームページへの掲載などを通じて世界に発信すべき。地図化や日本型海洋保護区の設定などは、興味深い取組であり、英語化して共有するとよい。</p>	<p>◆環境基本計画においては、重点取組事項として「国際的取組」を掲げており、国際的発信は非常に重要な取組と認識しています。今回の重点検討項目の対象外ですが、我が国の取組の国際的発信は重要であることから、英訳と国際発信を進めていくことを重点検討項目①の課題に追記させていただきます。</p> <p>◆なお、平成26年3月に生物多様性条約事務局に提出した第5回国別報告書において、我が国の取組状況を英文で紹介しており、当該文書は生物多様性条約事務局のウェブサイト及び環境省ウェブサイトから閲覧可能です。</p> <p>◆また、今年度の中央環境審議会総合政策部会において、横断的分野として「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」について点検が実施されており、そこには「SATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップ実施事業」と「生物多様性日本基金による愛知目標実施支援」も含まれています。</p>	<p>◆重点検討項目①の「今後の課題」に新規項目として下記を追加します。</p> <p>「生物多様性の保全は日本だけではなく世界的な課題であり、広域的視点をもって国内外の取組を一体的に進めることが重要である。我が国で得られた知見を共有することで国際的な生物多様性の保全に貢献することができる。このため、資料の英訳や英文ホームページへの掲載など国際的な情報発信を検討していくことが必要である。」 【資料1-2:21ページ】</p>
重点検討項目①				
2	山極委員	<p>●資料1-2-1のうち、p.5のIPBESに係る取組については、過去の分析だけでなく、現状認識の資料収集が必要なほか、今後100年を見据えた資料をどう方法論、人材で収集していくかという展望が非常に重要と考えるが、それが見えない。</p>	<p>◆2013年の第2回IPBES総会にて採択された「IPBES作業計画2014-2018」に準じ、現在、専門家グループ「生物多様性と生態系サービスのシナリオ分析とモデリングのための政策支援ツールと方法論に関する評価」が立ち上がりつつあり、同専門家グループにおいて今後、将来予測に関する基盤の確立を進めることとされています。評価の第一段階は2015年末までに完了する計画となっています。</p> <p>◆モニタリングサイト1000は、日本の各生態系における生物多様性の変化を把握するとともに、それらの成果を愛知目標や生物多様性国家戦略などの進捗状況評価や保護区指定、レッドリスト選定などの各種行政施策の基礎資料として活用されることを目的としています。</p> <p>◆各生態系における調査項目や対象種等の選定にあたっては、専門家による検討会において、予算や調査体制(調査にご協力いただいている団体やボランティアなどの調査能力等)を考慮に入れながら、検討会で検討していただき、それぞれの生態系における生物多様性の変化を検出するのに最適と思われる調査項目、対象種(普通種も含む。)等を絞り込んでいます。両生類についてはモニタリングサイト1000里地調査において、カエル類の調査を行っています(方法は「モニタリングサイト1000里地調査マニュアル/カエル類」による)。</p> <p>◆今後100年調査を続けていくため、調査方法や実施体制などについて毎年の検討会などで随時検討を行うとともに、5年に1度のとりまとめ等を通じて定期的に見直しを行っています。また、里地調査、鳥類調査などの市民調査については、今後、高齢化などに伴う調査員の減少の可能性が高いことから、研修会、講習会、交流会の強化など人材育成に力を入れていくとともに、新たな調査員の発掘にも力を入れてきたいと考えています。</p>	<p>◆重点検討項目①aの「取組状況」における【生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進】の項に、以下の下線部を追記します。</p> <p>「(略)平成24年に設立された。2013年の第2回IPBES総会にて採択された「IPBES作業計画2014-2018」に準じ、現在、専門家グループ「生物多様性と生態系サービスのシナリオ分析とモデリングのための政策支援ツールと方法論に関する評価」が立ち上がりつつあり、同専門家グループにおいて今後、将来予測に関する基盤の確立が進められ、評価の第一段階は2015年末までに完了する計画となっている。これを受け、我が国では、(略)」 【資料1-2:5ページ】</p>
3		<p>●モニタリングサイト1000も、取組と方針が示されているが、これでいいのかわからない。例えば日本において両生類が非常に絶滅の危機に瀕している一方、ここで指標になっているのはモニタリングしやすい植物や鳥などである。生物多様性の状況をどう捉えていくのか聞きたい。</p>		
4		宮本委員	<p>●再生エネルギーに関して、例えば大規模な設備の設置等をした場合の環境不動産の価値はどのようなものになるのか過去に検討したことがあるか。</p> <p>●以前大規模開発の議論のなかで、再エネ導入のための大規模開発によるCO2の排出抑制と、開発対象地にもともとあった自然環境による吸収量との比較が問題となった。例えば二酸化炭素の収支に注目した場合に、経済効果或いは環境への効果として捉え検討する可能性はあるのか。</p>	<p>◆ご指摘の再生エネルギーに係る大規模施設を導入したことにより、不動産の価値がどの程度向上したかに関する調査は行っていませんが、平成22年に、太陽光等の再生可能エネルギーの利活用や省エネ改修等が不動産価値の向上に繋がるかどうか把握することを目的として、マンションの環境性能表示の有無が市場価格にどの程度あらわれているか等について、統計的手法を用いた検討を実施したところです。</p> <p>◆この検討の結果、環境性能表示等が行われているマンションの方が、そうでないものに比べて数パーセント程度価格が高くなる傾向にあることが分かりました。(詳細はURL参照) http://tochi.mlit.go.jp/kankyoo/about/value.html</p> <p>◆現在のところ、環境不動産の経済的価値については、十分な情報が収集されておらず、また市場における評価も定まっていませんが、有識者を中心とした環境不動産普及促進検討委員会を開催し、環境改修事例を収集・分析・提供等を行うことにより、市場における環境情報の流通を促進してまいります。</p>
5		<p>●情報整備について、例えば地図化、モニタリング調査、都市の生物多様性指標など各省庁が実施している調査等の情報を一元的に整備・管理していくプロセスを想定し、展開しているか?</p>	<p>◆「環境情報戦略」(平成21年3月30日付)に基づき、環境政策情報を統一的に提供することを目的として、各府省や独立行政法人が提供している環境に関するウェブサイトのリンク先を検索することができるポータルサイト「日本の環境政策」(http://www.env.go.jp/doc/portal/index.html)を開設しており、今後一層の充実を図ってまいります。</p>	
6	下村委員	<p>●経済価値評価を進めているのは良いが、農水省は個別のプロジェクトに着目して評価を進めている一方で、環境省は個別施策ではなく全体的な評価を行っている。これらの結果は政策にどう反映するのか、環境省なら税金などを考えているのかもしれないが、ゴールのイメージを示してほしい。また、個別の評価結果と全体の評価結果が並ぶと、政策への活用の際に混乱されないか。</p>	<p>◆ご指摘のとおり、経済価値評価はその対象や目的により評価手法や結果が異なっており、農水省はプロジェクトへの民間支援を期待しているためプロジェクトごとに評価している一方、環境省では、政策毎の評価とは別に、生態系の保全に対する理解を深めることを目的として、各生態系を対象に評価を行っています。このため、こうした評価をどのように政策に反映するのかは大きな課題であり「今後の課題」に追記させていただきます。</p>	<p>◆重点検討項目①の「今後の課題」の3ボツめを、下記のとおり修正します。</p> <p>「従来適切に認識されてこなかった生物多様性及び生態系サービスの価値評価を、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むため、さらなる科学的なデータの整備や評価手法の技術的な向上を図り、引き続き価値評価の取組を推進し国内での評価事例を蓄積する必要がある。経済価値評価を実施する際には、民間支援の促進や、税制、金融等の生物多様性を保全するための新たな社会経済的な仕組みづくりに反映するなど、政策への活用方を想定した上で実施することが重要であることに留意しなければならない。また、その想定によって評価対象、評価手法が異なってくる。各政策目的に応じて実施されているこれらの経済価値評価等の取組について情報を共有し、可能な場合には横断的な取組を検討するとともに、その評価結果についてはさらに他の経済社会データと比較分析することなどにより、より充実した評価につなげていくことが必要である。」 【資料1-2:21ページ】</p>
7	白山委員	<p>●(資料1-2-1)経済価値評価の結果の額は、数字を出すだけでなく評価までしてほしい。例えば、諸外国における評価額との比較や、奄美大島のマングース駆除の評価であれば奄美群島の経済活動の規模との比較など。</p>	<p>◆湿地の経済価値評価については、世界での評価事例があり、今回の評価結果との比較を追記させていただきます。</p> <p>◆奄美大島では、マングース駆除の評価だけでなく、国立公園に指定に係る費用と便益の分析など試みとしての比較を行っています。評価額の一層の活用について、今後の課題に追記させていただきます。</p>	

8		●ももとの達成目標に対する進捗状況は何%等の評価があってもよい。	◆ご指摘を踏まえ、第四次環境基本計画において目標値を定めている指標については達成状況を整理しました。 【資料1-1-2】	
9	浜本委員	●全体的に見て、防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、特に防災・減災機能の部分的取組の記載が不足している。実際に取組がなされていることを考えると、もっと評価や取組を記載すべき。 ●防災・減災に関しては、例えばテトラポットをアシ主体に替えると生物多様性の機能を高めつつ防災・減災機能が期待できるといった評価は今後調査しなければわからないが、そういった点の記載がほとんどないのが物足りない。	◆ご指摘の自然生態系を活用した防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用に関する取組は、重点検討項目②bにおいて評価を行っているところですが、農地や森林が有する防災・減災機能については資料に記載がなかったため、調査票【資料1-1-3:No.20及びNo.23】に追記するとともに、重点検討項目②bの「取組状況」における【多様で健全な森林の整備・保全を通じた森林の多面的機能の持続的発揮】もそれに併せて修正します。 ◆また、生態系の有する防災・減災機能評価については今後の課題であり、今後事例収集と評価を進め、地域の合意形成に資する情報を示していけるよう取組を進めたいと考えています。これについて、重点検討項目②の「今後の課題」において記載させていただいています。	◆重点検討項目②bの「取組状況」における【多様で健全な森林の整備・保全を通じた森林の多面的機能の持続的発揮】の項に、以下の下線部を追記します。 「(略)保全を推進し、山地災害の防止や生物多様性の保全などの森林の多面的機能の持続的発揮を図るもの。(略)保全を行うことで、山地災害の防止や生物多様性などの森林の有する多面的機能の発揮に貢献している。」 【資料1-3:16ページ】
10		●(資料1-2-1)指標を見ると、認知度は高止まりというか少し下がっているように見受けられる。もっと魅力化するべき。例えば、なぜその地域は生物多様性が高いのか、その理由が伝わればそれが魅力になって観光客が増える。生物多様性の高い地域は、高い理由をきちんと示すことで魅力が向上する。例えばジオパークは、生物多様性の豊かさの基礎が地形地質だとかいったこと。魅力化はいろんな産業の振興に資する。	◆ご指摘いただきましたジオパークに関しましては、国立公園との重複地域において、両者の連携を図るため保全活用計画の策定に向けた支援などを行っているところであり、その旨を取組状況にも記載させていただきます(調査票No.1-1-3:No.2-2を追加)。	◆重点検討項目②aの「取組状況」における【国立・国定公園の新規指定・大規模拡張】の項を【国立・国定公園の保全及び活用の推進】に変更し、同項の最後に以下の一文を追加します。 「さらに、我が国の生物多様性の基盤となる優れた地形・地質の適切な保全及び活用を推進していくことを目的として、平成25年度は国立公園とジオパークの重複地域において、両者の連携を図るため、保全活用計画の策定に向けた取組の支援やシンポジウム等の開催を行った。」 【資料1-3:5ページ】
11	小泉(武)委員	●(文部科学省に対し)エコスクールなどの取組をしているのは良いが、日本のジオパーク、国立公園、素晴らしい地形など我が国の誇れるところが教科書であまり取り上げられていない。ジオパークなどは、生物多様性と深いつながりがあるものであり、教科書での扱いを考えてほしい。教科書に記載されておらず学んでいないと、観光をしていても、それらの素晴らしさを評価できない。	◆教科書は、民間の発行者が創意工夫を生かして著作・編集を行うものであり、学習指導要領等に基づいたうえで、個々の具体的内容について、どのような事項を取り上げ、どのように記述するかは、発行者の判断に委ねられていますが、現在使用されている教科書の中には、中学校、高等学校の理科や地理において、「ジオパーク」や「尾瀬国立公園」、「里山」の記載もあります。 ◆現行の学習指導要領においては、例えば、中学校理科第二分野「自然環境の調査と環境保全」で、「身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。」と記載されています。	
12	佐藤(正)委員	●(資料1-2-1, p.2~4)生物多様性の経済価値評価の結果について、企業はこのような曖昧な数字では企業の意味決定には組み込めない。 ●「自然資本」は海外で大きな課題となっており、注目を集めている。もっと海外の事例を調べ、課題に書いてほしい。	◆生物多様性の経済価値評価結果について、生物多様性保全施策及び生態系保全の重要性について理解を深めることを主目的としており、企業の意味決定に十分な情報となっていないのはご指摘のとおりです。 ◆自然資本については、「b)生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組」の「現状」において、海外の状況も含めて触れています。 ◆ご指摘を踏まえ、「今後の課題」に企業の意味決定に反映できるような自然資本に関する検討の必要性について追記します。 ◆なお、平成26年版環境白書でも自然資本について取り上げ、国内外の事例等について紹介しました。 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/	◆重点検討項目①の「今後の課題」に新規項目として下記を追記します。 「事業者の意識・取組の向上が確認されているが、さらにより多くの事業者に主体的に取り組んでもらうことが必要である。このために、事業活動が生態系サービスに支えられており、生物多様性の損失が企業の安定した経営を脅かす問題であると認識してもらうとともに、生物多様性保全が新たな価値として経済活動につながるよう、民間参画の促進に向けた取組をすすめ、各種のメディアとも連携・協力したより魅力的かつ効果的な方法での情報発信に努めていく必要がある。 また、自然資本会計に関する国内外の事例を踏まえ、我が国においても自然資本の価値を事業者の意味決定に反映させるための取組を進めていく必要がある。」 【資料1-2:21ページ】
重点検討項目②				
13	涌井委員	●(資料1-3-1)防災減災機能を含め、生態系サービスを永続的に享受するためには、人の暮らしが永続的に担保される必要がある。レジリエンス性の高い国土の創出を図るためには、土地利用、集落の在り方なども一体的に検討する必要がある。現在の案では書きぶりが不足している。特に三陸復興国立公園をモデル的に展開するという視点も非常に重要。	◆重点検討項目②bの「現状」において、防災・減災機能を含め、生態系サービスの永続的な享受のためには、社会全体のレジリエンスを高めることが必要であること、三陸復興国立公園における取組がそのモデルとなることを追記させていただきます。	◆重点検討項目②bの「現状」に以下の下線部を追記します。 「(略)盛り込まれたところ。防災・減災機能を含め、生態系サービスを永続的に享受するためには、土地利用、集落の在り方などを一体的に検討し、社会全体のレジリエンスを高めることが必要である。三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクトは「森・里・川・海のつながりを強める」を基本方針の一つに掲げており、そのモデル的な取組として位置づけられる。 平成25年11月に仙台市で開催された…」 【資料1-3:10ページ】
14		●(資料1-3-2)調査票20の施策は、大阪府域の里山の維持に大変役に立っている。是非続けてほしい。	◆継続して実施できるよう、引き続き予算要求に努めてまいります。	
15	石井(実)委員	●(資料1-3-2)調査票32の天然記念物等の指定の取組については、魚や昆虫などの小動物を指定すると、生息域についての情報が途絶えるなど、逆に絶滅を早めたり、里地里山の場合はひとが手を入れられなくなって遷移が進むことがある。生息記録が無いなかでその場の環境が変わってしまい、次に調査をしたときにはいなくなっている。 ●指定の数を増やすだけでなく、他省庁と連携して、生息地の適切な管理を検討してほしい。	◆ご指摘の点は、重要と考えています。天然記念物の指定については、近年は生息地を含めた指定が増えており、対象生物だけでなく、生息環境の保護などにも努めています。 ◆指定された天然記念物の保護対策は自治体(教育委員会等)が中心となり、保存管理計画の策定をはじめ、地域住民や保護団体等と協働して行っています。指定をすることで地域住民の理解につながり、地域主体の保護対策が進むことが期待されます。 また、指定により、文化財保護法に基づき、天然記念物の無断採取などの違法行為には罰則規定が適用されます。指定等の枠組みがなければ、一般に知られることがないまま採取されることとなりうるため、指定により法の適用がなされることが重要と考えています。 ◆加えて、指定により、地方公共団体が行う各種保護対策事業に対し、国庫補助事業として支援することが可能となります。 ◆委員御指摘の点を踏まえ、今後とも、天然記念物の指定を通じて、生息環境の保護も含めた適切な保存管理体制の支援を促進してまいります。	◆ご意見を踏まえ、重点検討項目②aの「取組状況」における【名勝、天然記念物、文化的景観に関する保全・管理・活用等】についての記載のなかで、名勝・天然記念物においてどのような国庫補助事業を実施しているかを追記します。 「名勝、天然記念物に関しては、地方公共団体等に対して「史跡等保存管理計画等策定費国庫補助」「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助」「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」「天然記念物緊急調査費国庫補助」「天然記念物再生事業費国庫補助」「天然記念物食害対策費国庫補助」を実施している。文化的景観に関しては、地方公共団体に対して「文化的景観保護推進事業国庫補助」を実施している。これらにより、地域が主体となった適切な保存管理体制の支援を進めている。」 【資料1-3:5ページ】

16	小泉(武)委員	<p>●アカマツの枯死が問題になっている。アカマツの根元に落ち葉や落下した小枝などがたまる、腐敗し、雑菌が繁殖する。雑菌は幹に侵入し、アカマツに感染症を発症させる。その結果、アカマツは弱り、マツノザイセンチュウの侵入を許すことになっていると思われるので、林野庁に実験してほしい。落ち葉かきの有無で結果を比較してほしい。農薬散布はそこに生息・生育する他の生物にも影響が出るし、落ち葉かきのほうが効果があると思う。また、マツが健全な状態であれば、土砂崩れの防止などさまざまな面で役に立つ。</p>	<p>◆いただいたご意見については、しかるべき関係部局に情報共有させていただきます。</p>	
17	尾崎委員	<p>●(資料1-3-1、p.4)慶良間諸島の新規指定の話があるが、国立公園それぞれの運営に資金・人材をどれだけかけているかフォローしてほしい。また量だけでなく質についても検討する必要がある。</p> <p>●例えば先日視察した中国の黄河三角州自然保護区の管理には、260名の職員が関わっており、そのうち調査部の人間が20名だった。規模等が異なるので単純な比較はできないと思われるが、他国との運営状況の比較は必要である。</p>	<p>◆国立公園については、地域の多様な関係者と連携し管理運営の充実を図っています。</p> <p>◆ご指摘を踏まえ、重点検討項目②の「取組状況」における「国立・国定公園の新規指定・大規模拡張」についての記載のなかで、国立公園の協働型管理運営の推進に係る最近の動きに関する説明を追加します。</p>	<p>◆重点検討項目②aの「取組状況」における【国立・国定公園の新規指定・大規模拡張】の項を【国立・国定公園の保全及び活用の推進】に変更し、同項の最後に以下の一文を追加します。</p> <p>「また、国立公園について、多様な主体の協働により、きめ細かな管理運営や質の高いサービスの提供を実現していくため、「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」によって、平成26年3月に取りまとめられた「国立公園における協働型管理運営を進めるための提言」を受け、環境省と地方公共団体をはじめとする地域の多様な関係者が国立公園のビジョンや管理運営方針等を共有し、役割分担をしながら国立公園の管理運営に取り組むことを目指して、各国立公園において、総合型の協議会の設置・運営を順次進めていく。」 【資料1-3:4-5ページ】</p>
18	浜本委員	<p>●ウナギやアユは、河川から海に出て、河口部で成長し、また河川に帰ってくる。河口部の生態系で多自然型工法がしっかり確立していないと数はどんどん減っていく。農水省の内水面漁業振興対策や国交省の多自然川づくりなど、所管省庁ごとに縦割りで施策を実施するのではなく、河川～河口部～海に関し連携した、本当の意味での生態系ネットワークの形成を、省庁間を越えてせひともやっていただきたい。</p>	<p>◆生物多様性国家戦略2012-2020において、「生物の生息の基盤となっている場所のつながりを確保するため、自然本来の特性やメカニズム、歴史性を考慮しつつ、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、それらを有機的につなぐ生態系ネットワークの形成を目指し、流域全体の生態系管理の視点に立ち、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進め」としています。</p> <p>◆ご指摘のとおり、河川～河口部～海の生態系ネットワークの形成という観点においては、河川管理者や河川の漁業者、学識経験者等、関係者の知見が適切に反映されるよう、現場の関係者による意見交換の促進等につき、関係省庁間で連携しつつ、取り組んでまいります。</p> <p>◆なお、自然再生法に基づく自然再生事業では、高知県竜串湾におけるイシサンゴ類等の生き物が健全に生き続けられる環境を取り戻すため、森林から海まで一体的な取組を進めている事例や、福井県三方五湖において湖と里をとりまく自然と人の再生を目指し、湖と田んぼのつながり再生や湖の魚介類の特産品復活、湖を巡る文化の伝承など総合的に取り組んでいる事例などがあります。</p>	<p>◆重点検討項目②aの「現状」に、「流域全体の生態系管理の視点に立ち、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進めることとしている。」との視点を追加するとともに、「取組状況」における【自然再生事業】の記載に以下を追加します。</p> <p>「高知県竜串湾では、イシサンゴ類等の生き物が健全に生き続けられる環境を取り戻すため、森林から海まで一体的な取組を進めているほか、福井県三方五湖では、湖と里をとりまく自然と人の再生を目指し、湖と田んぼのつながり再生や湖の魚介類の特産品復活、湖を巡る文化の伝承など総合的な取組を進めている。」 【資料1-3:8ページ】</p>
19	白山委員 ※部会終了後、紙面にて御意見拝受	<p>●同じ場に対して、複数の取組がある場合、それらを統合した指標とその評価を検討できないか？</p> <p>●例えば、干潟の再生については、国交省の指標は港湾の整備で失われた面積に対する再生割合を、農水省は面積を指標としているが、我が国としてトータルでどれだけ取組が進捗しているかみるためには、両方の指標を統合する視点が必要か？</p>	<p>◆干潟の再生について、各省ごとに目標値の考え方が異なるため、両指標を単純に合算することは困難と考えます。なお、国土交通省において復元、再生した面積は約1,525.2ha(平成25年度末)となっています。</p>	

